

川島町職員採用試験 募集案内

令和6年7月1日採用

募集職種

一般事務職（一般・民間等経験）

一般事務職（障がい者）

合わせて若干名

受付期間

令和6年3月22日(金)から
4月22日(月)まで

1次試験日

令和6年5月12日(日)

問合せ

川島町役場
総務課



電話:049-299-1753

E-mail : soumu@town.kawajima.saitama.jp

1 募集職種、採用予定数、試験問題、受験資格

| 職種 | 対象 | 採用 予定数 | 受験資格 | |
|-------|--------------|-----------|---|-----------------------------|
| | | | 資格・学歴など | 年齢 |
| 一般事務職 | 一般 | 若干名 | 高等学校以上を令和6年3月末までに卒業した人 | 平成9年4月2日以降に生まれた人 |
| | 民間企業等 経験者 | | 民間企業等での3年以上の職務経験を有する人（採用予定日時点の見込み） | 平成5年4月2日以降、平成9年4月1日以前に生まれた人 |
| 一般事務職 | 障がい者 | 若干名 | 障害者手帳の交付を受けており、高等学校以上を令和6年3月末までに卒業し、活字印刷文による出題に対応できる人 | 昭和59年4月2日以降に生まれた人 |

※一般事務職（一般・民間企業等経験者・障がい者）を合わせて、3名程度の採用を予定しています。

※民間企業等とは、企業・法人、自営、公務員、団体職員

※民間企業等での職務経験とは、正社員、常勤の職員、自営業者、派遣社員・契約社員等（正社員と同様の労働時間である場合に限る）として、同一の企業等で1年以上継続して就業した期間が対象となります（アルバイト、パート等の期間労働経験に含めません）。

【注意事項】

- 次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 - ・ 日本国籍を有しない方
 - ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方（以下はその内容です）
 - * 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - * 川島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - * 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - * 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- 採用予定数は変更になることがあります。
- 提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。
- 提出された個人情報は、採用試験及び採用関係事務においてのみ使用します。

2 試験方法・内容

【試験方法】

| 職種 | 第1次試験 | | | 第2次試験 |
|---------------|--------|------|---------|-------|
| 一般事務職 (共通) | 職務能力試験 | 作文試験 | 職務適応性検査 | 個別面接 |

【試験内容】

| 試験種類 | 内容 |
|------------------------|--|
| 職務能力試験 (60題・60分) | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題について、択一式(マーク・シート方式)による筆記試験 |
| 作文試験 (90分) | 文章による表現力、課題に対する理解力、思考力等についての記述試験(1,000~1,200字) テーマ(課題)は、当日発表 |
| 職務適応性検査 (150項目・20分) | 公務員として公的職務への適応性についての検査 |
| 個別面接 (20分程度) | 人物についての個別方式による面接試験 |

3 試験の期日・会場

○第1次試験

- (1) 試験期日 令和6年5月12日(日)
- (2) 試験開始時間
午前9時15分開始(受付:午前8時30分~)
※試験開始15分前から日程等の説明を行います。
- (3) 試験会場 川島町役場 2階 大会議室

○第2次試験

- (1) 日 時 第1次試験合格者に対し6月上旬頃に実施を予定しています。
- (2) 試験会場 川島町役場内

4 合否通知

○第1次試験

- (1) 5月中旬頃までに、合格者の受験番号を町ホームページに掲載します。
- (2) 第1次試験合格者に第2次試験の案内を個別通知します。

○第2次試験

- (1) 6月中旬頃までに、合格者の受験番号を町ホームページに掲載します。
- (2) 第2次試験合格者に個別通知します。

5 申込方法

(1) 受付期間

令和6年3月22日（金）から令和6年4月22日（月）まで

(2) 申込方法

川島町ホームページの電子申請（インターネット）により申し込んでください。
電子申請が困難な場合は、総務課までお問い合わせください。

【インターネットによる電子申請方法】

- ① 町ホームページの職員募集のページにアクセス
トップページ⇒町政情報⇒職員募集⇒職員採用試験情報
- ② 「【令和6年7月1日採用】川島町職員採用試験について」のページへ
- ③ 「川島町電子申請・届出サービス」をクリック
- ④ 「手続き名」を確認し、間違いがなければ「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック
- ⑤ 「手続き説明」を確認し、同意いただけましたら「同意する」をクリック
- ⑥ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック
- ⑦ 入力したメールアドレスあてに「連絡先アドレス確認メール」が送信されるので、メール本文中の URL から申込画面へアクセス
- ⑧ 表示された各項目を入力し、「確認へ進む」をクリック
※パソコンの場合は、入力したデータを一時保存し、その保存データを読み込むことで入力を再開することができます。
- ⑨ 入力した内容が表示されますので、下までスクロールし、PDF（試験申込書）に正しく反映されているか確認してください。誤りや記入漏れがなければ「申し込む」をクリック
- ⑩ 申し込みが完了すると入力したメールアドレスあてに「申込完了のお知らせ」メールが届きます。メールには「整理番号」「パスワード」が記載されていますので、紛失しないよう管理してください。

ここまで受付期間内に完了してください。

【申込後】

- ① 町総務課において申込内容を確認します。

【修正が必要な場合】

修正依頼メールを送信しますので、「修正する」から入力内容を修正し、「確認へ進

む」をクリックし、問題なければ「修正する」をクリック。入力したメールアドレスあてに「変更完了のお知らせ」メールが届きます。

【修正がない場合】

「職員採用試験申込書受理通知」メールが届きます。

- ② 4月下旬までに、「受験票発行」メールを、入力したメールアドレスあてに通知しますので、川島町電子申請・届出サービスのページから受験票をダウンロードし、A4サイズで印刷し、試験の際に持参してください。

受験票には、第1次試験日の日程や注意事項等が記載されていますので、ご確認ください。

【電子申請 添付書類】

受験区分に応じて、以下の書類を添付してください。

共通

- ・顔写真

申込日から3ヶ月以内に撮影した上半身・正面・無帽・無背景で、縦横比 4:3 の写真を JPEG 形式で添付してください。

民間企業等経験者の場合

- ・民間企業等職務経歴書

町ホームページからダウンロードし、入力の上、PDF 形式に変更して添付してください。

障がい者の場合

- ・障害者手帳の写し

氏名、等級及び障がい名が分かる部分を JPEG 形式で添付してください。

6 試験当日の注意事項

- ・試験当日は、昼食、筆記用具及び受験票を必ずお持ちください。
- ・試験中の携帯電話・スマートフォン等の使用は固く禁止します。（時計代わりの使用も不可）

7 合格から採用まで

- ・最終合格者（採用内定者）は、その後の採用決定手続きを経て、令和6年7月1日に正式採用（条件付採用）されることとなります。
- ・民間企業等採用枠での最終合格者については、最終合格発表後に職務経歴確認のために「職歴証明書」を提出していただきます。なお、当該職務経歴の確認ができない場合は、採用されません。
- ・採用後は、町長部局、上下水道課、教育委員会等に配属されます。

8 採用されてから

(1) 給与

ア 初任給（令和6年4月1日現在）

高校新卒：176,300円（1級13号給）

短大新卒：187,300円（1級21号給）

大学新卒：202,400円（1級29号給）

イ 一定の経歴がある場合は、所定の額が加算されることがあります。

（例）一般事務職、採用時28歳。大学卒業後、民間企業等での職務経験5年。

→225,600円（2級12号給）

ウ 昇給は、原則として毎年1回（1月）行われます。

エ このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

オ 採用時までには給与改定があった場合は、金額が変更になる場合があります。

(2) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、週38時間45分です。

原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、土・日・祝日等は休みとなります。ただし、勤務の特殊性により、通常と異なった休日が適用になる場合があります。

イ 休暇は、年間20日間（7月1日採用の場合は10日）付与される年次有給休暇のほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚・忌引・出産等の場合に取得できる特別休暇等があります。

(3) 共済制度

職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合には各種の給付が受けられます。また、厚生施設の利用、貸付金の制度等があります。

■採用試験に関する問い合わせ先

川島町役場 総務課 庶務・人権グループ

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

電話番号：049-299-1753（直通）

E-mail：soumu@town.kawajima.saitama.jp

川島町ホームページ <https://www.town.kawajima.saitama.jp>